

17. お住まいの市町村とは違う市町村の施設を希望する方(広域入所)

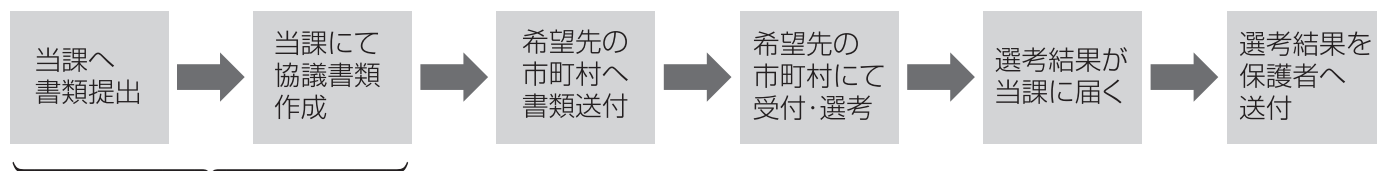
住んでいる市町村以外の保育施設への申込を行うことを「広域入所」といいます。

※私立認定こども園の1号認定クラス、新制度移行幼稚園を希望の方は直接施設へお問い合わせください。

(1) 那覇市在住の方が、他市町村の保育施設を希望する場合

那覇市を通して入園申込を行う必要があります。その後、那覇市と希望する施設の所在市町村で協議を行い入園の可否を決定しますので、入園できないことがあります。

申込みの流れ



協議書類作成に時間がかかるため、希望先の締切日10日前までに必要な書類を当課窓口へご提出ください。

(例) A市の締切日が6月25日の場合、6月15日までにこどもみらい課へ書類を提出。

申込み手続きを行う前に、希望する施設の所在市町村へ問い合わせ、以下の事項をご確認ください。

- ☐ 入園希望月の申込受付期間
- ☐ 必要書類（様式はどちらのものを使用するかあわせてご確認ください。）
- ☐ 希望する施設の所在市町村の広域入所担当者名・連絡先

(2) 他市町村在住の方が、那覇市内の認可保育施設を希望する場合

那覇市内の待機児童が解消するまでは市内住民を優先しています。

ただし、次の①②のいずれかに該当する方は広域入所申込みを受け付けます。在住市町村の保育所入所担当窓口にて広域入所の申込手続きをしてください（各締切日までにこどもみらい課必着）。

①保護者が保育士等（子育て支援員を除く）として那覇市の認可保育所等に勤務している場合

※ 4月入園より受付

②各施設の最終学年 ※ 5月入園より受付

例：小規模保育園2歳クラス、こども園5歳クラスに入園を希望する場合

（こども園：私立こども園2号、小学校隣接こども園1号・2号）

※卒園後の受け入れ先の保証はありません。詳しくはこどもみらい課までお問い合わせください。

18. 那覇市へ転入予定の方

那覇市へ転入する予定の方で、入園内定後、所定の期日までに各施設で面談を受けることができ、入園月の前月24日までに那覇市へ転入できる方の申込みについては、那覇市在住の方と同様に選考します。

オンライン又は来課できる方	申込みに必要な書類(P.33～34参照)をそろえて、オンライン申請(P.3参照)またはこどもみらい課窓口にて各受付期間内にお申し込みください(保護者以外の方でも申込みできます(代理申請)※身分証明書を持参してください)。
オンライン又は来課(代理申請)できない方	在住市町村の保育所入所担当窓口にて広域入所の申込手続きをしてください(各締切日までにこどもみらい課へ書類必着)。 ※受付開始日より前に書類が届いた場合でも、受付開始日当日は窓口受付の方を優先します。 広域入所の制度がない市町村在住の方はこどもみらい課へご相談ください。